

議案第 7 号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「納期限前5日」を「、納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例の規定は、令和6年4月2日以後に納期限が到来する市民税について適用する。

提案理由

市民税の減免の申請期限を個人の市民税と併せて賦課徴収される森林環境税の免除の申請期限に合わせるため、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号)

改 正 案	現 行
(市民税の減免) 第35条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限までに</u> 、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(市民税の減免) 第35条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は <u>納期限前5日までに</u> 、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略)